年　　月　　日

北海道電力ネットワーク株式会社　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住 　　所 |  |
| 会　社　名 |  |
| 代表者氏名 | 印 |

充電制御装置の設置を前提とした発電量調整供給契約申込について【同意書】

下記１.の発電設備（以下、「系統用蓄電池」という。）について、貴社の下記接続条件（順潮流側に系統混雑が生じる場合に、系統からの充電を抑制することを前提とした以下「２.発電量調整供給契約申込における充電制御装置の設置を前提とした接続条件」）を承諾のうえ、発電量調整供給契約の申込を行います。

記

１．発電場所住所・蓄電所名

　　　発電場所住所：

蓄電所名：

最大受電電力：○○kW

２．発電量調整供給契約申込における充電制御装置の設置を前提とした接続条件

① 貴社にて設置する充電制御装置の親局および通信回線（以下、「親局等」という。）について、貴社の求めに応じて、弊社にて費用を負担すること。

② 充電制御装置の子局について、設置、保守および設備更新に係る費用は弊社または系統用蓄電池の発電者にて負担すること。

③ 子局について、貴社から指定された仕様等に基づき、系統用蓄電池の接続までに、弊社または系統用蓄電池の発電者にて設置すること。また、子局の保守および設備更新は、下記⑤にて追加設置する子局も含めて、弊社または系統用蓄電池の発電者にて行うこと。

④ 将来の需要増加等により受電地点から上位の貴社ネットワーク設備（配電用変圧器および配電設備は除く）に順潮流側系統混雑が新たに発生することが予見され、当該混雑設備の親局等の追加設置が必要となった場合、貴社の求めに応じて、充電制御装置の追加設置を前提とした接続検討および契約申込に係る書類を提出すること、ならびに、弊社にて親局等の追加設置に係る費用を負担すること。また、貴社の求めに応じない場合、発電量調整供給の停止、または、発電量調整供給契約の解除がされることを容認すること。

⑤ 将来的に子局の追加設置が必要となった場合、貴社から指定された仕様等に基づき、貴社から指定された期日までに、弊社または系統用蓄電池の発電者にて子局を設置すること。また、子局の追加設置費用は弊社または系統用蓄電池の発電者にて負担すること。

⑥ 接続検討回答書に提示した各親局の抑制頻度、および、上記④の追加設置時に提示する各親局の抑制頻度について、将来の需要増加等による増加リスクを容認すること。

⑦ 順潮流側の系統混雑時は、上記発電場所住所と同一地点の接続供給契約において系統用蓄電池の充電が抑制されること。

⑧ 親局等および子局の故障時および停止作業時は、上記発電場所住所と同一地点の接続供給契約において系統用蓄電池の充電が停止されること。

⑨ 上記⑦の充電抑制および上記⑧の充電停止に伴い系統用蓄電池の放電ができなくなる可能性があること。また、系統用蓄電池の放電ができなくなることにより、弊社または系統用蓄電池の発電者に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑩ 本同意書に基づく発電量調整供給契約を締結することで、容量市場および需給調整市場に参加できない場合は、これを容認すること。

　⑪ 貴社の承諾がなければ、本同意書に基づく発電量調整供給契約の変更ができないこと。

⑫ 国等で議論されている系統用蓄電池の接続に係る方策の決定前に本同意書に基づく発電量調整供給契約を締結することにより、事後的に契約条件、託送供給等約款、運用ルール等が変更となり、不利益が生じる場合があるが、その際の不利益を受容し、貴社とのいかなる契約変更等にも応じること。

⑬ 本同意書に基づく発電量調整供給契約申込について、上記発電場所住所と同一地点の接続供給契約申込における「充電制御装置の設置を前提とした接続供給契約申込について【同意書】」の提出が貴社受付の条件となること。

⑭ 上記①～⑬により弊社または系統用蓄電池の発電者に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑮ 上記発電場所住所と同一地点において「充電制御装置の設置を前提とした接続供給契約申込について【同意書】」に基づく接続供給契約が締結されることにより、弊社もしくは系統用蓄電池の発電者、または、当該接続供給契約の契約者もしくは需要者に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑯ 本接続条件に反することにより、発電量調整供給の停止、または、発電量調整供給契約の解除がされても貴社に対して異議を申し立てないこと。

⑰ 本接続条件について発電者の承諾を得ていること。また、貴社が求める場合は承諾を得ていることを証明する文書を提出すること。

以 上